

第16号議案

令和元年度滋賀県一般会計補正予算案（第1号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見に係る臨時代理の承認について

下記のとおり臨時に代理した令和元年度滋賀県一般会計補正予算案（第1号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見については、これを承認する。

令和元年6月6日

滋賀県教育委員会

記

令和元年度滋賀県一般会計補正予算案（第1号）のうち教育委員会所管の予算案の作成につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、知事に対して次のとおり意見を提出することについて、滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（昭和63年滋賀県教育委員会規則第4号）第4条の規定に基づき、臨時に代理する。

令和元年6月5日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

令和元年度滋賀県一般会計補正予算案（第1号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について

格別の意見はない。

令和元年度 6 月補正予算

主 要 事 業 調 書

教 育 委 員 会

事業名	補正予算額 (現計予算額)	説明
<p>【教育総務課】</p> <p>高等学校建設費</p>	<p>4,354 (1,827,826)</p> <p>⊖ 4,354</p>	<p>1 施設改修費 4,354</p> <p>学校施設の適切な維持のため、施設改修等を行う。</p> <p>157,801 → 162,155 水口東高校エレベーター設置工事に係る設計等に伴う増額</p> <p>〔債務負担行為〕 期 間：令和2年度 限度額：87,870千円</p>